第１章　計画策定にあたって

１．計画策定の趣旨

本市においては、令和３年３月に、「お互いを認め合い、支えあいながら、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の基本理念のもと、「第二次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（改定版）」（以下「前計画」という。）を策定し、４つの基本目標を掲げ、住民主体の活動を軸に、地域福祉施策を展開してきました。

一方で、地域社会においては少子高齢化・人口減少の進展により、様々な問題が顕在化してきています。高齢化や未婚率の上昇による核家族や単身世帯の増加に伴う孤立化、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、人と人との接触が減ったことで、家族や近所の関係の希薄化が進行しています。

さらには、「8050 問題」やダブルケア、ヤングケアラーなど、制度の狭間で支援が届きにくいケースや、複数の課題が重なり合い、包括的な対応が求められる複合的なケースも増えています。

こうした課題について、これまで行政は分野ごとの福祉制度（縦割りの公的支援等）によって高齢者や障がい者、子育て世帯などを支えてきましたが、地域住民の個々の生活課題に対する包括的な対応力を強化するとともに、住民によるボランティア活動、事業者によるサービスを含め、地域が一体となり暮らしやすいまちづくりを推進していくことで、持続可能な地域づくりを推進していくことが求められています。

そのため、今後は地域の支え合い・助け合いの仕組みに地域の住民が自ら参加し、ともに支え合っていくことがより一層重要となります。

以上の経過を踏まえ、前計画の期間が終了することを受け、これまでの取組を継承するとともに「地域共生社会※」の実現に向けた取組を推進するため、「第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域で暮らす人々が、障がいの有無や年齢などに関係なく、お互いに助け合い、支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会をみんなで築いていく取組のことです。

２．社会福祉法の改正について（令和３年４月１日施行）

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、社会福祉法※が改正されました。本計画はこの改正社会福祉法を踏まえて策定するものとします。

（１）市町村の地域福祉推進に関連する改正の要点

① 地域福祉推進の理念を規定【法第 4 条第 2 項関係】

地域住民等（住民や福祉関係者）が、主体的に「地域生活課題」を把握し、支援関係機関と連携し、課題の解決を図ることをめざす旨が明記され、地域福祉推進の理念が明確化されました。

② 市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【法第 106 条の 3 第 1 項関係】

市町村は、地域福祉の推進に向けて地域住民等や支援関係機関が、地域生活課題の解決のため相互協力の上で支援体制を提供できるような包括的支援体制の整備に努めることとされました。

具体的には、地域づくり、身近な地域で相談を受け止める場の整備、課題を解決するネットワークの整備などを実施することにより、支援体制整備を行うこととされています。

③ 重層的支援体制整備事業について規定【法第 106 条の 4、第 106 条の 5 関係】

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができると規定されました。

また、重層的支援体制整備事業を実施するときは、重層的支援体制整備事業実施計画を策定することが、市町村の努力義務とされました。

④ 市町村地域福祉計画の位置付けについて規定【法第 107 条関係】

市町村地域福祉計画について、その策定が努力義務とされ、高齢者、障がい者などの福祉の各分野における計画の「上位計画」と位置付けられました。

３．重層的支援体制整備事業について

（１）重層的支援体制整備事業と本計画の関連について

令和３年４月に施行された改正社会福祉法により、重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備事業とは、既存の相談支援の取組を活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、世代や属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援の３つの支援を一体的に実施する事業です。

本計画を通じて、行政や社会福祉協議会、支援関係機関等との間で、地域や住民の抱える課題と、包括的な支援体制の整備にあたってめざすべき方向性についての認識の共有を図ることで、今後、重層的支援体制整備事業を効果的に実施できるようにします。

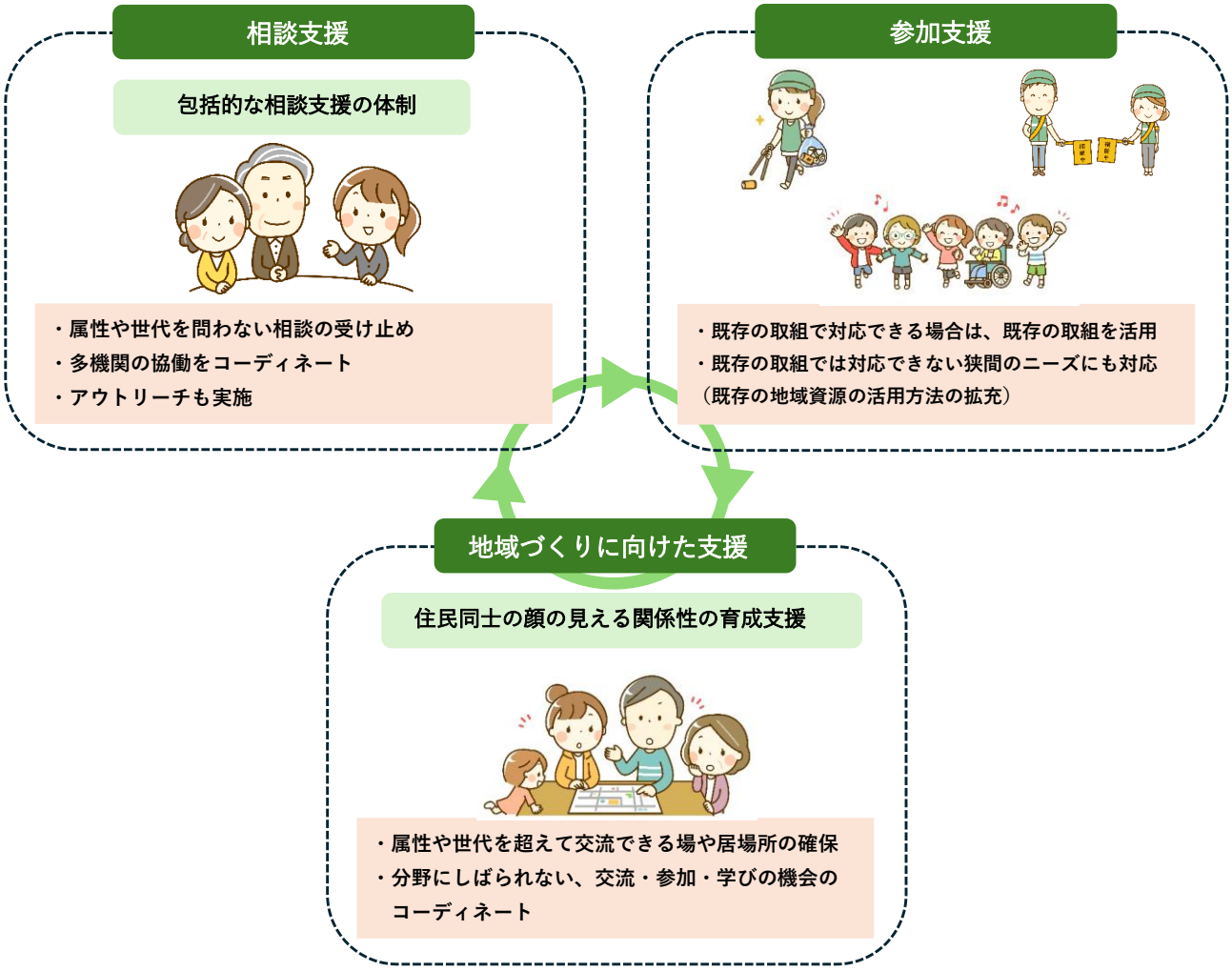

（２）支援の流れについて

① 包括的相談支援事業において、相談者の属性、世代、内容に関わらず相談をまるごと受け止める。

② 包括的相談支援事業で受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題は多機関協働事業につなぐ。

③ 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し、重層的支援会議に諮る。

④ 必要に応じてアウトリーチ※を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。

⑤ 重層的支援会議を通じて、各支援機関間で支援の方向性に係る合意形成を図りながら、プランに基づく支援を実施する。

（３）各事業についての考え方

① 包括的相談支援事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号）

包括的相談支援事業は、高齢、障がい、子ども、困窮の各分野において実施されている既存の相談支援事業において、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、住民の相談を幅広く受け止め、寄り添い、複雑化・複合化した課題の整理や解きほぐしを行います。

主な関連施策
基本目標２　基本施策２　包括的相談・支援体制の整備
　　基本施策４　各種福祉サービスの充実

※上記以外にも関連施策有

② 多機関協働事業（同法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号）

複雑化・多様化した課題を抱える人、または世帯に対して、単独の支援関係機関だけでは対応が難しい場合に、重層的支援会議や法第 106 条の 6 に規定されている支援会議を随時活用し、課題解決に向けて、支援の調整、支援プランの適正の協議・評価を行います。

主な関連施策
基本目標２　基本施策２　包括的相談・支援体制の整備

③ 参加支援事業（同法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）

参加支援事業は、既存の支援では対応が困難な本人や世帯の狭間の個別ケースに対応するため、福祉サービス事業所等の地域の社会資源※を活用、または新たな社会資源を開拓し、要支援者の社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、特に引きこもり状態にある人への支援については、就労等だけではなく、広く社会参加を促していくことが重要であることから、居場所の整備等の幅広い支援に取り組みます。

主な関連施策
基本目標１　基本施策１　身近な地域でのつながりづくり

④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（同法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複雑化・多様化した課題を抱えており、支援が届いていない人に対し、必要な支援を届けるための事業です。

この事業の対象者は、複合的な課題を抱えているために、自ら支援につながれない人や、支援につながることに拒否的な人などが考えられます。

そのような対象者像を踏まえ、アウトリーチ事業が重視するのは、本人と継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援です。

また、対象者を見つけるため、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりづくりとともに、地域の状況などの情報を幅広く収集します。

主な関連施策
基本目標２　基本施策１　生活課題に対応するための基盤強化

⑤ 地域づくり事業（同法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

地域づくり事業は、高齢、障がい、子ども、困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により、地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うものです。地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備をめざします。

主な関連施策
基本目標１　基本施策３　地域住民の交流の場の充実

４．計画の位置付け

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき、地域福祉を推進するための総括的な計画として、市町村が策定するものです。住民と行政、福祉関係事業者などが一体となって、地域福祉の在り方や現状を踏まえながら、将来の展望や道筋を示していきます。

本市が地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画であり、本市における各福祉分野における上位計画として位置付けられます。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の定める「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である社会福祉協議会が策定する計画です。住民が地域でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域における福祉に関する活動等を積極的に推進するための指針となるものです。

それぞれの計画は、住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の参加と協力を得ながら取組を展開するという共通の目的を持つものです。本計画においては、両計画の整合性を保ちながら、一体的に策定します。また、本計画は成年後見制度※の利用の促進に関する法律第 14 条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」及び、再犯の防止等の推進に関する法律第８条に定める「再犯防止推進計画」を内包しています。

なお、本計画は、「筑紫野市総合計画」を上位計画とし、各分野の具体的施策を定めた個別計画と連携・整合を図りながら、地域福祉の推進に関する事項について、具体的な方向性を示すものです。

図表 1　計画の位置付け

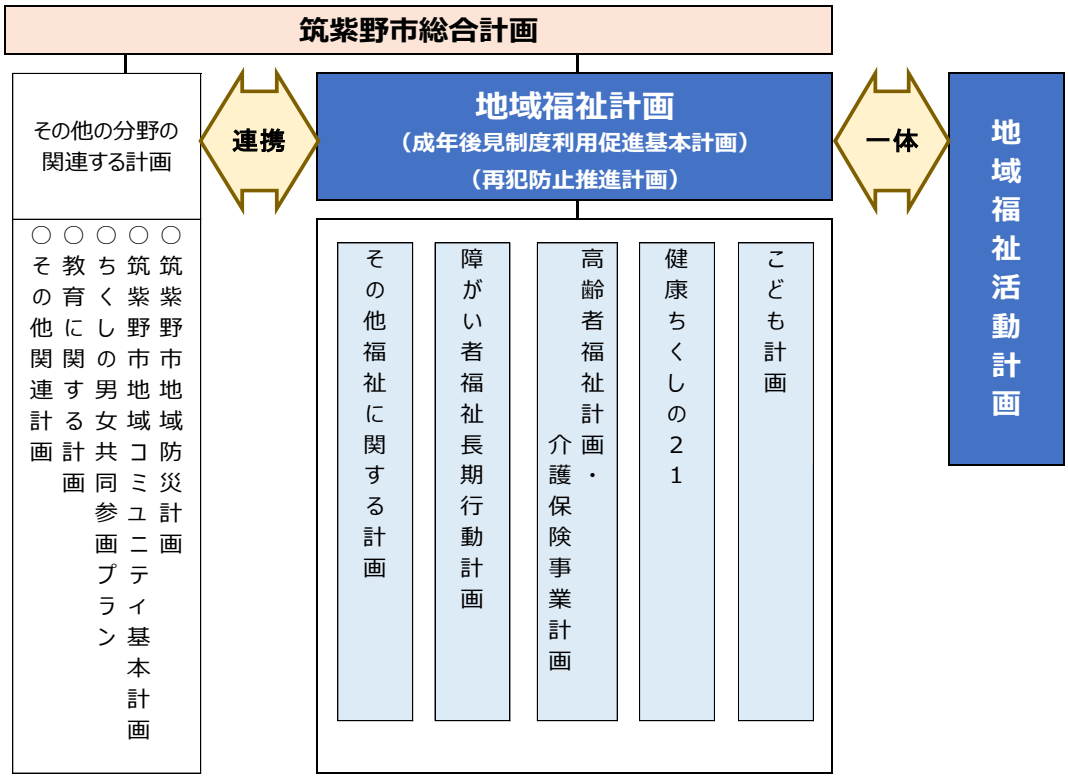

５．計画の期間

本計画の期間は令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。なお、社会情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表 2　計画の期間

	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８	令和９	令和10	令和11
総合計画	第六次（令和２～５年度）				第七次（令和６～９年度）				第八次	
地域福祉計画・地域福祉活動計画	第二次（平成27～令和６年度）					**第三次（令和７～11年度）**				
成年後見制度利用促進基本計画		第一次（令和３～６年度）				**第二次（令和７～11年度）**				
再犯防止推進計画						**第一次（令和７～11年度）**				

６．計画の策定体制と市民参画

（１）地域福祉に関する市民アンケート調査

本計画の策定に先立ち、市民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握することによって、今後の地域福祉推進の参考にするとともに、「第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定の基礎資料とするため、「筑紫野市地域福祉に関するアンケート調査」（市民アンケート調査）を実施しました。

■市民アンケート調査の実施概要

調査対象	市内在住の 18 歳以上の 3,000 人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和６年３月１日～令和６年３月 25 日
回 収 率	44.0％

（２）団体アンケート調査

各種団体の活動の実態や団体の直面する課題、本市の地域福祉の課題について把握するため、「筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のための団体等アンケート」を実施しました。

■団体アンケート調査の実施概要

調査対象	市内を中心に高齢、障がい、子ども、困窮等の各種福祉分野に関する活動・事業を行う団体及び福祉施設 24 団体
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和６年４月 10 日～令和６年５月 10 日
回 収 率	83.3％

（３）市民ワークショップ

地域福祉の推進に関連し、地域の実情を把握するため、７つのコミュニティごとに市民を対象とした「ワークショップ」を実施し、地域の課題や課題に対する解決策についての意見を聴取しました。

■市民ワークショップの概要

対象	市民を対象に、７つのコミュニティごとに開催	
テーマ	・地域の現状と課題 ・理想の地域の姿 ・地域の強みと、5 年後の地域のためにできること	
開催時期	・二日市コミュニティ	令和６年６月 26 日
	・二日市東コミュニティ	令和６年７月２日
	・山口コミュニティ	令和６年７月９日
	・御笠コミュニティ	令和６年６月 17 日
	・山家コミュニティ	令和６年７月 18 日
	・筑紫コミュニティ	令和６年６月 22 日
	・筑紫南コミュニティ	令和６年６月８日

（４）筑紫野市地域福祉計画等推進委員会

本計画を策定するにあたり専門的な見地から意見を聴取するため、地域関係者団体及び健康福祉関係団体の代表者、市民の代表者、学識経験者などからなる「筑紫野市地域福祉計画等推進委員会」を設置しています。

本委員会では、住民の視点から計画の策定に向けた協議、承認並びに計画の進捗状況管理及び評価、計画の推進に関する助言などを行います。

（５）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、市民の意見を広く聴取するため、令和７年１月にパブリックコメント※を実施しました。

７．地域福祉推進のための４つの視点

本計画では、住民一人ひとりの役割や、地域において取り組むこと、行政機関等がどのような支援を行っていくのかなどについてできるだけ明確にした上で、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の４つの視点で整理しています。

地域福祉活動を進めるには、公的サービスの整備のみならず、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（自助）や、近隣の身近な人がお互いに助け合い、支え合うこと（互助）、地域の事業所も含めた連携体制の枠組みのなかでそれぞれの役割や特性を活かして活動をしていくこと（共助）も大切です。

本市は、公的な制度による福祉サービスの整備や、自助・互助・共助を支援していくこと（公助）を通じ、地域と協働しながら地域福祉を進めていきます。

図表 3　地域福祉推進のための４つの視点

自助

個人や家族による助け合い・支え合い
（最も身近な個人や家族が解決にあたる）

互助

身近な人間関係のなかでの自発的で制度化されていない助け合い･支え合い
（隣近所など身近な人や別居する家族等が互いに助け合い、支え合う）

共助

地域で暮らす人たちや地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所、行政等が協働しながら、組織的に協力し合う制度化された助け合い・支え合い
（「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で助け合い、支え合う）

公助

保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供（行政が公的サービスとして行う）

８．計画の圏域の考え方

「地域」の捉え方は、日常における「ご近所付き合い」、地域の組織的な活動としての自治会など様々であり、社会資源の状況やコミュニティの形成状況などによってもその捉え方は変わってきます。

地域福祉を進めていくためには、どの取組をどのような地域エリア（圏域）で展開していくか、それぞれのエリアに応じた体制を整備し、効果的な活動を図ることが重要となります。

そこで、本計画では大きく３つの圏域（小圏域、中圏域、大圏域）を設定し、それぞれの圏域が有機的につながり、調和しながら取組を進められるようにします。

地域課題の解決に向けて、ボランティアやＮＰＯ※、自治会等区域から、より専門的な支援や広域的な企画・調整を行うコミュニティエリアや中学校区、保健福祉サービスエリア（日常生活圏域）、さらには市内全域まで、様々な主体がつながりあうことで、福祉ニーズに対して重層的かつ包括的な支援を提供できるような仕組みづくりをめざします。

また、本市では、「第二次筑紫野市地域コミュニティ基本計画」に基づき、コミュニティ運営協議会を中心に地域コミュニティによるまちづくりを進めています。地域福祉の取組を進めるためにも、こうしたまちづくりに関する圏域や、筑紫野市高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画に基づく日常生活圏域などとの整合性を図り、本計画での取組と他施策を連動・機能させていく視点をもつことが重要です。

高齢者サロン（筑紫駅前通区、福の会）

地域福祉サポーター養成講座
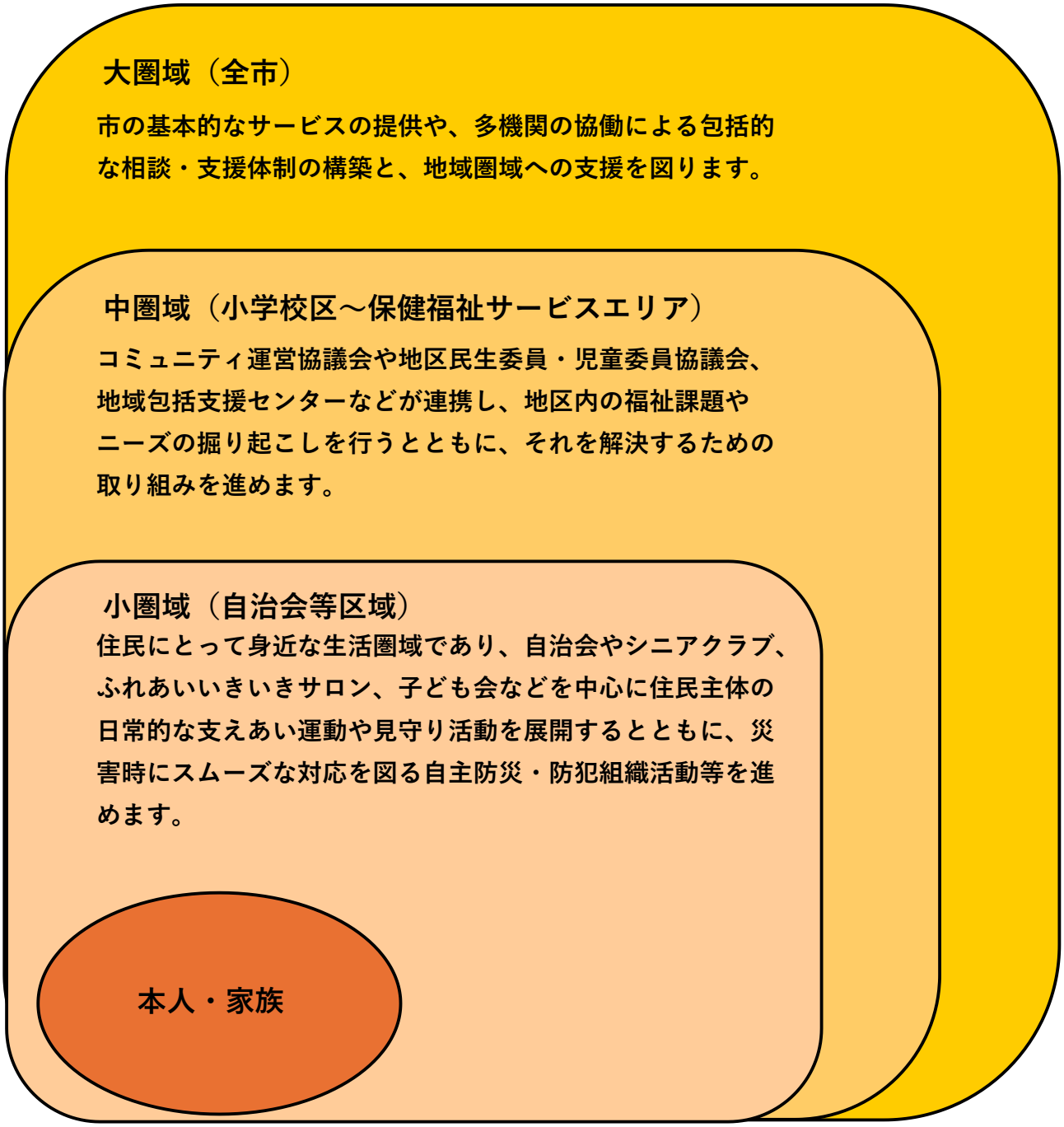
■主な地域エリア（主な活動主体）